第40回 生命倫理専門調査会議事概要(案)

日時: 平成19年1月22日(月)16:00~18:00 場所: 合同庁舎第4号館 第2特別会議室

出席者:(委員)薬師寺泰蔵、原山優子総合科学技術会議議員、

石井美智子、位田隆一、大日向雅美、大隅典子、小倉淳郎、高坂新一、高木美也子、 武部俊一、田村京子、知野恵子、樋口範雄、町野朔、森崎隆幸、吉村泰典専門委員 (事務局)丸山統括官、藤島審議官、大江田審議官、山本参事官、三宅参事官 他

1. 開会

- 議 題 (1) ヒト ES 細胞の樹立及び使用に関する指針改正案について
 - (2)「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」を受けての各省に おける検討状況について
 - (3)その他

2. 閉会

【配布資料】

- 資料1 生命倫理専門調査会名簿
- 資料2 総合科学技術会議 第39回生命倫理専門調査会議事概要(案)
- 資料3 「ヒトES 細胞の樹立及び使用に関する指針改正案」に対する 各委員からの意見
- 資料4-1 人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方の検討について
- 資料4-2 人クローン胚研究利用作業部会中間取りまとめ
- 資料5 今後の生命倫理専門調査会のあり方等に関する各委員からの意見
- 資料6 科学技術振興調整費「科学技術政策に必要な調査研究」 ライフサイエンスやナノテクノロジー等の先端科学技術が社会に与える 影響の調査研究 採択課題
- 資料7 日本学術会議「生殖補助医療の在り方検討委員会」の設置について

○薬師寺会長

開始の時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。新しいメンバーに 交代して2回目、通算で第40回の生命倫理専門調査会を開催したいと思います。

一部の総合科学技術会議議員の交代がございました。本日はお見えになっておりません けれども、事務局の方から紹介をさせていただきます。

それから、本庶先生は御家族に御不幸がございましたので今日は欠席ということです。 そういう事情でございますのでお許しいただきたいと思います。先生からもよろしくとい うお話でございました。それでは、変更になったメンバーの紹介をお願いいたします。

〇三宅参事官

それでは、事務局から御紹介いたします。資料を2枚めくっていただきますと名簿がございます。

本日、専門委員で初めて御出席いただきますのが、東北大学大学院医学系研究科教授の 大隅典子先生です。それから、まだ到着していらっしゃいませんが、恵泉女学院大学大学 院教授の大日向雅美先生でいらっしゃいます。

総合科学技術会議議員に異動がございました。本日御欠席ですけれども、阿部議員に代わられまして相澤益男委員が新しくなっておられます。柘植議員に代わりまして奥村直樹議員がなっておられます。黒田議員から郷通子議員に代わられております。

原山優子議員は遅れていらっしゃるという連絡を受けております。

それから、本庶議員は急きょ御欠席で、メモをお預かりしております。関連議題のとき に御説明したいと思います。以上です。

〇薬師寺会長

総合科学技術会議の阿部先生、柘植先生、黒田先生が御退任になりました。私は留任ということでございます。生命倫理をやれということではございませんけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速資料の確認を事務局からさせます。事務局、よろしくお願いいたします。

〇三宅参事官

本日の資料はクリップ止めしてありますものですが、一番上に議事次第がございます。 1枚めくりますと座席表、それから資料1が名簿でございます。

1枚めくりますと、資料2が前回の議事概要でございます。

その次がA4横の資料3で、主な論点と背景、参考情報でございます。

資料4-1と4-2でございますが、文部科学省からの説明資料でございます。

資料5が「今後の生命倫理専門調査会のあり方等に関する各委員からの意見」でござい

ます。

またA4で横になりますが、「科学技術振興調整費 科学技術政策に必要な調査研究」に 関するものが資料6の1枚紙でございます。

それから資料7、またA4縦ですが、「日本学術会議「生殖補助医療の在り方検討委員会」 の設置について」という資料でございます。

それから、机上配布のみですけれども、資料番号等はございませんが、「本庶議員よりの コメント」というA4の1枚紙がございます。

以上、ここまでのところで過不足はございませんでしょうか。

続きまして、本日からファイルで①前回の専門調査会の資料一式と、②現行ES細胞指針に対する総合科学技術会議の答申書、③第6回生命倫理専門調査会の議事録、④ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方、平成12年の科学技術会議の決定のものでございます。これからは今日の資料も含めましてこのファイルに足してまいりますので、お帰りのときはこのファイルはそのまま机上に置いていただきますと、毎回この資料に付け加えて用意させていただきます。是非、自分のファイルに書込みなどをしたいという方は名前を記入していただきますと、間違わずに毎回その先生のところに御準備させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○薬師寺会長 事務局もだんだん慣れてきて手配がよくなりました。こういう厚いバインダーの資料には、何も中に書くなというのがだいたい専門調査会のこれまでの慣例でございました。けれども、これは先生方の御参考になるということでそれぞれ机上配布しております。お持ち帰りにならないで置いていただければと思います。お名前を皆さん書いていただきましょうか。それを先生のところに必ず置くようにいたします。それでよろしゅうございますか。

それでは、そうさせていただきたいと思います。資料の方はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、最初に前回の議事録の確認をさせていただきます。資料2のとおりでございます。それぞれの先生方の発言の部分に関しましては既に確認がとれております。これで議事録として確定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

〇薬師寺会長

ありがとうございます。そうさせていただきたいと思います。

それでは、議題1の「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針改正案について」でございます。前回いろいろな御意見をいただきました「ヒトES細胞の改正案」の論点について整理をさせました。それについて事務局から説明をしてください。

〇三宅参事官

それでは資料3、A4横の紙でございます。いただきました改正ES細胞指針につきま

しての論点としては、大体5点ございます。

まず1ページ目は「「胚の滅失」を「胚の意図的破壊」に指針の表現を修正するべきではないか」というような御意見がございます。それにつきまして背景等を事務局で調べたところが「背景等参考情報」に記載してございます。そこに書いてございますように、総合科学技術会議生命倫理専門調査会の意見により、これは「滅失」に修正したという経緯がございます。ヒト受精胚の「滅失」という表現は現行指針の6条及び20条で既に使われてございますけれども、これは13年に文部科学省が作成し、総合科学技術会議に諮問した指針案では「廃棄」となっていたものということでございますが、そこに書きましたように「滅失」に修正されたものでございます。

諮問時の修文では7条、22条、26条のところに「廃棄」がございましたけれども、下の現行のところに条数は少し最終的にずれておりますけれども、同じく3か所のところが「滅失」に変わってございます。

次のページに「第6回生命倫理専門調査会議事録より抜粋」というところに抜粋がございますが、今回のこの資料の中に前文がございますけれども、そこに書いてございますように「廃棄」の賛成意見というものと反対意見というものがございまして、「余剰胚を廃棄してヒトES細胞を樹立する」とした場合、提供者の積極的な判断と意志が感じられるという御意見とか、「イギリスでは「廃棄」という言葉を使っている」とか、「研究のための指針であるから「廃棄」で構わない」というような意見等がございました。

一方、「廃棄」に反対する意見、「使用しない」という修文意見を主張した方もいらっしゃいましたし、それから「生命の萌芽としての胚を単なる物として扱っている「廃棄」という言葉には抵抗がある」というような意見。結局、妥協案として位田先生から「滅失」という言葉が提案されまして、井村会長の御判断により「滅失」に変えるということにされた経緯がございます。

次に「海外への細胞の分配を受精卵提供者へのインフォームド・コンセントに明示すべきではないか」ということが論点として委員の方から挙げられてきております。

背景等のところに書いておりますけれども、受精胚の提供時のインフォームド・コンセントについて現行のES細胞指針の関連箇所を書きますと、23条の「インフォームド・コンセントの内容といたしまして、「ヒトES細胞が樹立機関において長期間維持管理されるとともに使用機関へ無償で分配される旨」というのが確認すべき項目という形で書かれております。ここの論点といたしましては、受精卵の提供者に対する情報提供のインフォームド・コンセントの内容で、樹立されたヒトES細胞の分配には海外への分配を含むということが明示されていない。しかし、この使用機関の範囲は国内に限定されているものではなく、海外への分配については当該条項の説明の内容の想定範囲にあると考えることも可能ではないかというような意見もございます。

それから、状況について次に事務局でまとめてございますが、25条第2項に「提供者の

個人情報の保護について」という形で、個人情報の保護に最大限努めるものということが 第1項でございまして、第2項の方に「前項の趣旨にかんがみ、提供機関は、ヒト受精胚 を樹立機関に移送する際には、当該ヒト受精胚と提供者に関する個人情報が照合できない ような必要な措置を講じるものとする」というふうに前条の指針に定められておりまして、 そこに論点として米印で書きましたが、指針に基づき、提供機関から樹立機関にヒト受精 胚が移送される際に提供者の個人情報が照合できないように措置されているため、既に樹 立されたES細胞について、改めてインフォームド・コンセントを取り直すのは困難とい うことが論点として挙げられます。

もう一つの論点、将来新たに樹立されるES細胞のインフォームド・コンセントでは「海外を含む」という文言を説明の中に含めることも考慮すべきではないかという論点もあると思われます。

次の論点でございますが、「臨床研究目的での細胞の分配を容認するべきではないか。現状でも民間企業に対して基礎研究目的で分配されているのか。ヒトES細胞の分配は臨床研究目的でも認めるべきではないか」という論点を委員の方からいただいております。その背景について調べて事務局で書いたものが右側の欄でございますが、「ヒトES細胞株は民間企業で使用されている」という形で、既に基礎研究につきましては分配がされておりまして、ヒトES細胞の研究が行われております。それから、指針の中で、「人体に適用する臨床研究目的ではヒトES細胞を用いることはできない」というふうに指針に書かれております。

その該当箇所は改正ES細胞指針では2条第2項のところに書いてございまして、「別に 基準が定められる必要があることからこれを行わないもの」という形で、臨床研究につい ては一応この指針は対象にしていないと書かれております。

1枚めくっていただいて最後のページでございます。論点は左の枠でございますけれども、「分化細胞の商業目的での使用の取扱いを明確化するべきではないか。分化細胞はヒトES細胞とせず、一般の細胞と同じように扱うという改正案の内容だが、分化細胞が商業目的での使用をどう考えるべきか。商業目的での使用を肯定するか、否定するべきか明示すべきではないか」という論点をいただいております。

現行のES細胞では分化細胞はヒトES細胞と同じという取扱いになっておりますが、 改正案ではこの条文は削除されており、そこに現行のES細胞指針の関連箇所、29条の規 定を引用してございますけれども、現状の指針では分化細胞の使用は当分の間、ヒトES 細胞の使用とみなすという形になってございます。

改正ES細胞指針(案)におきましては、譲渡後の使用計画完了後において分化細胞が 商業目的で使用されることを明示的に制限する規定は含まれていないという論点が1つご ざいます。その代わり、改正後のES細胞指針の関連箇所がその下のところで47条を引用 してございますけれども、「使用機関の長及び使用計画を実施する者は、分化細胞が人の生 命の萌芽であるヒト胚を滅失して樹立されたヒトES細胞に由来するものであることに留 意し、その使用、保存及び譲渡に当たっては適切な取扱いに努めるものとする」。

特に3項にございますように、「使用機関の長は、前項の了承をするに当たって、その妥当性について使用機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする」というような形で、倫理審査委員会の方に御判断を預けるような内容が今の改正の案の中の 47 条に定められております。以上でございます。

〇薬師寺会長

資料3のような資料を私の方からつくってもらいました。前回いただいた先生方の御意 見に関して、少し古い話もございますので、事実関係をきちんと調べ、それに対して私ど もの考えではなく、議論のポイントみたいなものも入れさせていただいております。

最初にこれに従いまして詰めてよろしゅうございますか。

それでは、「滅失」についてでございます。これは今、説明がありましたように、「廃棄」 だったものを、「滅失」という言葉にしたということでございまして、次のページにござい ますようなきちんとした意見の結果、「滅失」となったということでございます。

この言葉は法律で決まっているということではございません。しかしながら、いわゆる デュープロセスを経て「滅失」という言葉をなったということです。前回、位田先生など からも御指摘をいただきましたように、事実関係を調べましたらこうなっておりました。

本庶先生からのコメントの紙をちょっと読んでいただきたいと思います。先生からは、ここにございますように、前文と第3条のところは、「滅失」を「壊して」、「壊す」、「壊される」というような言葉に置き換えてはいかがであろうか、という御提議をいただきました。今日は御欠席でございますので、先ほどの御事情を先生方に御理解していただいくため、こういう文章を私の一存でお配りをしているわけでございます。この辺に関しましてどういうふうに我々は結論づけていけばいいかについて少し御意見をちょうだいしたいと思います。永遠に議論することではございません。もしできれば、今までの「滅失」という言葉もこのような事実を踏まえて、それは法律を揺るがすとか、法制局長官に聞くという大きな話ではございませんので、ここで決したいと思います。

1つは「滅失」のままで特に問題はないということと、それから「壊して」と本庶務先生より御意見がございます。いかがでしょうか。

それでは、武部委員よろしくお願いいたします。

〇武部専門委員

私は、結論的に言えば本庶先生の御発想でいいのではないかと思います。別にこれは言葉遣いの問題ですから、なるべくやさしい日本語で表現したほうがいい。「滅失」というのはどう考えても普通の人が使う言葉ではないと思います。内容的に変わるとは私は思わないんですけれども。

〇薬師寺会長

武部委員もこれを読んでいただいて、最初は「廃棄」というような言葉が使われていたわけですけれども、今のような御意見が出まして「廃棄」ではやはり問題があるということで「滅失」という言葉にしたことを御理解していただけましたでしょうか。今は「滅失」という言葉がやはりきついので、「壊して」というふうに変えるのはどうかという御議論であったように思います。前回と全く同じようなプロセスだと思います。

ただ、本庶先生がおっしゃっているように、普通の日本語としての議論ももちろんあります。けれども、生命倫理のことですから慎重な言葉にした方がいいのではないかということもございます。武部委員は「壊す」という言葉に賛同するということでよろしいですか。

〇武部専門委員

そうです。結局「壊す」ということでしょう。「廃棄」するというのは何か壊してどこかに捨ててしまって利用しないという……。

〇薬師寺会長

そうすると、「壊して」という言葉にした方がよろしいというふうに武部委員はお考えに なるということですね。わかりました。

〇武部専門委員

言葉上はそういうことです。

〇知野専門委員

私も「壊す」という方がいいと思います。「廃棄」するという言葉は捨て去るというイメージが強いために嫌われたのではないかと思います。しかし、ヒト胚の取扱いに関する基本的な考え方のところでも「損なう」という言葉なども使ったりしていますので、「壊す」という言葉で特に抵抗ないんじゃないかと思います。

また、直接これとは関係ないですが、使用に関する指針の改正の新旧対照表を見ますと、 樹立計画書に関して「可能な限り平易な用語を用いて記載した概要」というところが、新 しい指針では削られています。こういう問題に関しては、できる限り普通の人にわかりや すいように説明するのが根本だと思いますので、指針の改正では取ってしまわれるのはど うしてなのかというところも一緒にお伺いしたいと思います。

〇薬師寺会長

先生の言葉だと、やはり国民にわかりやすいように、説明はやさしい言葉の方がよろしいということですか。

〇知野専門委員

今の「滅失」に関して言うと、それだとイメージが浮かびにくいので。

〇薬師寺会長

わかりました。ほかにいかがでしょうか。町野委員どうぞ。

〇町野専門委員

あまり言葉のことにこだわらない方がいいと思いますけれども、最初にありました「廃棄」という言葉を問題にされた方は、「ヒトの生命を捨てるというのはどういうことだ、けしからぬ言葉遣いじゃないか」というニュアンスで言われたわけです。それで少し弱めるために「滅失」にしたということなんですけれども、本庶議員の意見を見ていますと、要するに直裁に壊せというもっときつい言葉にしろというように聞こえるわけです。もっときつい言葉ならば、「殺す」としたらそれは恐らく正確なんでしょう。どの言葉を使うかということについてはいろいろあるだろうと思いますけれども、一応これで定着したんだから私はこれでいいんじゃないかと思います。

そして、もし言葉を直すということになりますとこの条文だけではなくてこれから全部 直すということになるわけですね。

〇薬師寺会長

我々はこのES指針に関して今、議論をするということで。

〇町野専門委員

少なくともES指針については全部そうですけれども、ほかの指針は…。

○薬師寺会長 法律家から言うとそうですけれども……。

〇町野専門委員

法律屋といいますか、大体行政指針は同じ言葉を使うことになっていますから、それも 皆、変えるということになると思いますが、そこまでする必要があるかどうかということ です。

〇薬師寺会長

事務局、これはどうでしょうか。

〇三宅参事官

一応改正ES細胞指針で「滅失」というものが7か所ございますけれども、その他「滅失」という言葉は法令検索をかけたんですが、いろいろなところに法律で出ているものもありまして、一番事務局で混乱したのは「滅失」と「廃棄」が並列で出ているような法文もございます。多分その文面の流れでは意図的に捨ててしまったのが「廃棄」で、なくなったという話で「滅失」を使っている箇所がございます。もちろん町野委員のようにこの中では完結していないといけないと思います。ここの告示の改正でそういうところには多分影響は出ないと思いますのでこの7か所だけで完結すれば、大丈夫だと思います。

〇薬師寺会長

そういうことだそうです。ほかにいかがでしょうか。

〇高木専門委員

「廃棄」という言葉を使った場合には、勝木委員がおっしゃっているように提供者の積極的な判断というか、ヒト胚を廃棄する主体が提供者であるというものが出てくるんですが、ヒト胚を壊しては、提供された後に研究者がそれを壊して樹立するということで、ES細胞をつくる過程をある意味で説明しているので「壊して」という方がわかりやすいのではないかという気がします。

〇薬師寺会長

ほかにいかがでしょうか。

〇吉村専門委員

もともとは患者さんから余剰胚をいただくわけですね。その際には、患者さんに対する 言葉としては今おっしゃったように「廃棄」が一番正しい言葉だと思います。患者さんに 廃棄する意思がなければ我々が研究に使用することはできないわけですから「廃棄」が正 しいと思うんですが、この直す「滅失」が入っているところは研究者に対する倫理的側面 を強調するということになりますと、私は「壊す」でよろしいかと思います。ただ、もと もと私はこれは「廃棄」の方が正しいと思います。

〇薬師寺会長

ほかにいかがでしょうか。

〇森崎専門委員

今の吉村委員の意見に賛同するところですが、「滅失」という言葉の使われ方は廃棄する 提供者の意思と、それから使用する、樹立する研究者が作成をするときの判断を両方合わ せているのだと思います。それで、樹立あるいは使用する側から言いますと、「滅失」とい う言葉ははなはだわかりにくい。つまり、物がなくなって、ではそれをどうするんだということもございまして、「壊す」の方が使用する者としては非常にわかりやすいと思います。 反面、当初、提供者がこれを樹立のために提供されるときには「壊す」という言葉はどうもそぐわないのではないか。その辺の兼ね合いとして現在「滅失」という言葉が使われているので、私としては使用する、あるいは樹立する側からすると「壊す」という表現が非常にわかりやすいと思いますけれども、前段をどうするかというところは私としては意見を述べることができない。よくわからないところでございます。

〇薬師寺会長

ほかにいかがでしょうか。町野先生と位田先生どうぞ。

〇町野専門委員

ES細胞を樹立するときに余剰胚を使うのですけれども、その余剰胚がまず「廃棄」されることが予定されている。そして、それを「壊して」ES細胞が樹立されます。そういうことですから、その2つのことは実は違うものです。それを1つの言葉でやろうとするところにもともと無理があるのは確かです。

最初に廃棄というのは当事者の意思によって廃棄されるわけですけれども、そのときに それを「壊す」と言い換えるというのも少しおかしな話です。当事者が壊すわけではない ですから。そういうことですので、もし言葉を今のように変えられるということであれば、 幾つか言葉を使い分ける必要が出てくるのではないかと思います。

〇位田専門委員

私が妥協案を提案したのですが、別にこだわるわけではありません。けれども、先ほど御説明いただいた資料3の2ページ目の専門調査会の抜粋を見ていただくと、前の生命倫理委員会のヒト胚小委員会でも議論になったことですが、何をやるかというと、要するに余剰な受精胚をもらってきて、それを壊してES細胞を取り出すということは全部わかっていて、当然それは壊すということだということも理解はしている。

しかし、「廃棄」という言葉を使うのは勝木委員のおっしゃっているように提供者の積極的な判断と意思が入っている。しかし、それを使うのはやはり倫理の点からすると生命の萌芽として位置付けているから、それを「物」として扱うことになるので「廃棄」という言葉は妥当ではない、という考え方です。そこで中間を取って非常にニュートラルだと私は当時思っていたんですけれども、「滅失」という言葉を使った。

では、今度「壊す」という言葉に変える場合にはどうなのか。人体を壊すというのは人体を「物」として考えるのと同じですので、「壊す」というのはまさに「廃棄」の反対意見で躊躇を示されている委員の考え方と同じなんです。

ですから、私は「壊す」というのはわかりやすい言葉ですけれども、言葉としては妥当

ではないと考えます。「滅失」よりもいい言葉があれば御提案いただくと、私はくびきから 放たれるような気がしますのでその方がいいですけれども、当時も何度も議論をしました が、適切な言葉がなかったという状況でございます。

〇薬師寺会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

〇樋口専門委員

私も本当はこういう問題で発言をしたくない。町野さんが最初に言ったように、私は専門調査会でやるべきことはこういう言葉じりの問題ではなくて、今、位田さんもおっしゃったように皆、同じことを言っているんです。ただ、表現の仕方、語感の持ち方でそれぞれ感覚の違いを主張しておられるだけの話で、この専門部会が国民に向かってやるべきことは、その実質がいいことなのか悪いことなのか、どういう危険性があるのかという議論をやっていただきたいと思っているんです。

私は法学部なので、学生などにはやはり言葉は大事である。しかし、言葉を変えるときには変えることによってどういう効果を持たせるか。効果が違うのであれば、その言葉を違えることには意味があるんです。だから、「壊す」ということによって従前の「滅失」という言葉と異なる効果を持たせようということをはっきり言ってくださるのならば、私は議論に値すると思うんです。それがそうではないというのだと、あまり時間を取らない方がいい。

私はどちらでもいいんです。「壊す」ならば「壊す」でも何でもいいんですけれども、もっと実質的なことで時間を費やしていただきたいと思います。

○薬師寺会長

ほかにいかがでしょうか。是非御意見をちょうだいしたいと思います。

法律の先生たちは一つの言葉が非常に重要でございますから、以前の生命倫理専門調査 会の中で「廃棄」から「滅失」にしたプロセスが重要であろうとお考えと思います。

ただ、私は会長としても、生命倫理専門調査会というのは国民からの付託もございまして、常に国民の理解みたいなものを意識するということがございます。そういう側面から 諮問されたものに関して、重要だという問題提起がございましたものですから、生命倫理 専門調査会の中で御議論していただいていると思います。

いかがでしょうか。御提案がございますか。私は会長として「滅失」であろうと、「壊す」であろうと、樋口先生がおっしゃったように言葉を換えることによってどういう効果があるかということ、国民に対してわかりやすいかどうかということではないかと思います。だから、そういう点でも言葉がわかりやすく、その内容を皆が御理解いただくということになれば、それなりの効果があろうかと思います。

しかしながら、「廃棄」から「滅失」になったプロセスというのは重要でございますので、それも御勘案いただいて、どういう方向で決めればよろしゅうございますか。「壊す」ということでよろしゅうございますか。それとも、やはり「滅失」というそのままにいたしますか。あまりこういう問題で皆さんに多数決を採るというのはよろしくないので、是非御提案をしていただきたいと思います。「壊す」ということでよろしゅうございますか。

〇町野専門委員

それだと、むしろわかりにくくなります。イメージとしては先ほど言いましたとおり、 余剰胚についてもうこれは使わないという当事者の意思があって、そこのところで廃棄し てくれという話にまずなるわけですね。廃棄の方法としては焼却処分です。その決定があ ってから初めて提供の方に話がいって、提供された余剰胚をそこで結局ES細胞を樹立す ることによって破壊するわけですね。壊すわけです。

これを全部「壊す」という言葉に変えるということですと、当事者2人、カップルの方が余剰胚を壊すことに承諾するという話になるわけです。それがちょっと変な感じです。 それが変でないと言えばいいんですけれども、「滅失」もそう言えば変じゃないかという話もあります。

ですから、最初にすっきりしていたのはやはり「廃棄」という言葉が恐らくその点では 実態に一番即したものだったかと思います。

○薬師寺会長 それでは、「滅失」でいいというお考えもありますけれども、「壊す」という本庶議員のお考えに賛同された先生たちに再度確認をしたいと思います。それでは、武部先生、知野先生、田村先生、高木先生から御意見をいただきたいと思います。まず結論からお願いいたします。

〇武部専門委員

結論として「壊す」の方がいいと思うんですが、もしも正確を期するのでしたら、「廃棄されたヒト胚を壊して」としたらいいわけですね。「廃棄された」という語句をどこかに入れておけば、これは廃棄されて一応提供されたものだということがわかるわけですから。

私は「滅失」という言葉自体がよくわからないんです。ジャーナリストですから言葉は 大切にするので、もちろん実質的な議論は大切ですけれども、まず言葉をちゃんとしてお かないと議論が進まないというようなこともありますから。

〇知野専門委員

この指針は国民に理解してもらうことも前提です。研究者のサイドに立てば、これは壊して研究をするわけですから、やはりここは「壊す」にしておいた方が、国民側も何をやっているのかというイメージがつかみやすいと思います。〇高木専門委員 私も同じようなことでございます。

〇薬師寺会長

吉村先生は「壊す」でいいという御意見でしたか。

〇吉村専門委員

研究者の立場から、それでいいと思います。

〇薬師寺会長

森崎先生もそれでよかったですか。

〇森崎専門委員

私は多少違いまして、前文にあるということを考えると、操作としては壊して樹立するわけですが、初めにもともと廃棄して処分されるものを使うというところは何らかの形で含めるべきである。正確には、先ほど意見にあったように、廃棄されるべきものを壊してつくって研究に用いるというところです。

それで、先ほども判断し難いと申し上げたのは、そもそも「廃棄」という言葉が妥当でないという意見を前段の調査会で議論されたということを考えると、すべて「壊す」として研究者サイドだけでわかりやすくするのは本来の意味を失するのではないかと考えて、必ずしも私は「壊す」ということに賛同しかねるところでございます。

〇薬師寺会長

位田先生、何かございますか。

〇位田専門委員

反対意見です。「壊す」という物理的な行為は確かにそのとおりなのですけれども、研究者の方に御理解いただきたいのは、壊す対象は受精卵であって、したがってそれは人の生命の萌芽であるという倫理的な位置付けがなされていて、それはヒトの尊厳に由来する存在である。それは壊すものではなくて、その持っている生命を滅ぼし、失うという話だろうと思います。

私が「滅失」という言葉を使ったのはそういう背景もあります。少なくとも「壊す」というのはまさに研究者に、どうぞこれは物だから壊してくださいと言っているのと同じように思いますので、私としては、「滅失」が最もいいかどうかは別として、「壊す」という言葉を使うことには反対でございます。

〇町野専門委員

先ほどの武部委員の言われたことが恐らく一番私は妥当だろうと思います。前文のとこ

ろは、これは明らかに「破壊」で、壊すことですね。しかし、それに対してここのところにあります6条1項という部分、これは「滅失」ではなくて恐らく「廃棄」なんです。

皆、同じように「破壊」あるいは「滅失」という言葉でやってしまうのがかなり問題なので、それぞれに応じた使い分けをするということが私は必要だと思うんですが、同時に「廃棄」という言葉は一回議論の末に廃棄された言葉です。人間の生命なんだから、これを「廃棄」と言うのはけしからぬという意見が出ましてそうなったのですが、それをもう一回復活させるということですからまた大変なことです。そういうことを考えると、現在のままでいいんじゃないですかという感じがいたします。

〇薬師寺会長

多分もう皆さん事情は御理解をしていただいたと思います。言葉として「滅失」を使ったのはなぜか。難しい言葉を使ったのはなぜか。「滅失」という言葉を採用した理由を重々皆さん御理解をしていただいて、それでも国民にわかりにくいということで「壊す」というごく普通の言葉に直すという案でございます。「壊す」という言葉が持っているさまざまな生命倫理の問題を御理解をしていただいたと思います。

それでは、他の重要な問題もございますので、決を採るということでよろしゅうございますか。今日の出席の先生方でそのまま「滅失」でいいという方にお手を挙げていただきたいと思います。そうしないと前に進みませんので、すみませんがそうさせていただきます。

「滅失」という御意見の方。8名ですね。

「壊す」という考えの方が素直でいいという方。4名です。

あとの方はアブステンションでしょうか。

「滅失」という言葉の中には「壊す」という意味も入っていますから、そういうことでどうでしょうか。高木先生、武部先生、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〇武部専門委員

私は理解できましたけれども、国民は理解しないと思います。

〇薬師寺会長

生命倫理専門調査会としては諮問された文章に関して、我々の議論は国民には全部わかると思います。「壊す」という議論もきちんとやったし、それから「滅失」という言葉がなぜ出てきたのかということも国民にはわかると思います。議論の過程はきちんと議事録にも出ておりますし、公表されておりますので、多分問題はないと思います。よろしゅうございますか。

それでは、そのままにさせていただきます。

続きまして、次はインフォームド・コンセントに関するところでございます。これに関

してはいかがでしょうか。ここにありますように、今まで、外国からES細胞をいただいている一方で、日本で樹立されたES細胞は海外へ分配していなかった、外国に対しても 貢献をするということと、研究者同士のいろいろな厳しい状況がありますから、状況に応 じた形でこのように指針を改正するということでございます。

それで確認でございますけれども、ここにありますように既に樹立した場合にはインフォームド・コンセントをとっています。そのことは、過去に遡及しない。誰からいただいたかということは遡及しないというふうにきちんとした法的措置がなされています。 そして、今後いろいろなところで樹立計画がある場合には、その時はどうするかというような問題でございます。そういう御理解でよろしゅうございますか。

インフォームド・コンセントに関しまして何か御意見がありましたらどうぞ。特に条文の中にこれを入れるときにどうするかという御意見でございましたが、何か御意見ございますか。

〇町野専門委員

最初に確認したいんですけれども、言葉の意味で「海外への細胞の分配を」というのは、 海外へもES細胞が分配されることがあることを受精胚の提供者に言うという趣旨ですね。

〇薬師寺会長

そうです。

〇町野専門委員

それで、先ほど薬師寺先生が言われましたが、現在までのところさかのぼって、要する に連結不可能匿名化になっているからインフォームド・コンセントを新たに取ることはで きない。だから提供できるということですか。

〇薬師寺会長

今までも既に樹立された方に……。

〇町野専門委員

というのは、インフォームド・コンセントがもし必要だという前提に立ちますと、今までは取っていない以上は……。

〇薬師寺会長

御本人がいらっしゃらないので、趣旨は私も確認のしようがないのですが。

〇町野専門委員

恐らくいろいろな考え方があると思うんです。インフォームド・コンセントが取れないからもう提供できない、分配できないという考え方もあり得るわけです。だから、インフォームド・コンセントを取れないから、しようがないからあげちゃおうという考え方だけでないということです。

〇薬師寺座長

そうですね。いろいろ難しい問題がございます。もう一度インフォームド・コンセントを取れないので、それは海外に出せないというようなことにすると非常に縛りがきつくなります。

それで、今後どうするか。町野先生が言うもう一つの方法に関しましてはどういうふう にすればよろしいかということになると思います。

では、位田先生どうぞ。

〇位田専門委員

今、薬師寺先生が整理されたことで大体はいいんですが、インフォームド・コンセントをもう一度取り直すことは不可能なので、だから出していいという話ではなくて、そういう状況を倫理委員会が審査をして、その上で出していい。ここでは倫理委員会の審査というプロセスが入ることが条件なんだろうと思います。

それで、将来のことについては今までは海外に出すということは想定外の話でしょうから、これから出すということであれば、23条のインフォームド・コンセントに関わる説明や使用機関における説明事項はかなり細かく書いてありますので、もともとインフォームド・コンセントはできるだけあらかじめわかっていることがあれば伝えるということですから、海外への分配の可能性もある、必ず海外に分配されるとは言えないわけですが、そういう可能性もある、ということはやはり入れておいた方がわかりやすいと思います。

〇薬師寺会長

吉村先生どうぞ。

〇吉村専門委員 今の位田先生のお話だと、私どもは提供機関になっているので、だれかはわかりませんけれども、連結不可能匿名化になっていまして、私どもには提供者がいるわけで、樹立された人がいるわけです。これに関してはどこの倫理委員会がするということになるか、非常に難しいですね。京都大学でやるというわけにはいかないし、私どもの大学が提供機関としてやるというわけにはいかないし、使用機関でやるなどというのはもってのほかのことだと私は思います。

そうなりますと、その辺のルールづくりをちゃんとしてから、今の3株についてはできないというふうにするのか。どちらかを決められてからそういったお話をしていただいた

方が、我々としても対応の仕方があるという感じがします。

〇薬師寺会長

事務局に確認ですけれども、海外に株分けをするというようなときには、どこかの判断 みたいなところが組織的にありますか。その条文は、文部科学省の案はどうなっています か。

〇三宅参事官

文部科学省の方に確認していただいた方がいいのかもしれませんけれども、とりあえず 出すためには日本国内と同じような取扱いをされるという条件を判断するところがござい ますので、分配機関なり樹立機関から出るところに何らかの判断をする手順がございます のでそのときに判断するのかと思いますけれども、文科省の方はいかがでしょうか。

〇長野対策官

手続的には海外への分配に関しては樹立機関または設置された分配機関の機関内の倫理 審査委員会でまず機関内での審査を行って、それから分配計画について機関の長が文部科 学大臣の方に申請をしていただくという手続になってございます。

○薬師寺会長 位田先生の言われたような、そこで連結遡及ということはできませんから、 そういう点できちんとそこで確認をするということは可能ですか。文章の中に入れるとい うことはなかなか難しいですか。

〇長野対策官

それは、既に樹立された京都大学の株についてということでしょうか。

〇薬師寺会長

位田先生、もう一度お願いいたします。

〇位田専門委員

今後、樹立するものについてはその提供のときに海外への分配もあり得るということをインフォームド・コンセントで示している。それで、いわゆる既提供の受精卵から樹立されたES細胞については、先ほど吉村委員がおっしゃいましたけれども、結局は提供機関に戻して倫理審査をしてもらうというのもなかなか難しいかと思いますので、やはり樹立機関、現在では京都大学ですが、そこで倫理審査委員会にかけるという形が、もし海外に分配するということを決めるのであれば妥当かと思います。しかし、それよりも、今までのものを海外に分配していいかどうかということを国がはっきり決めておく必要があろう

かと思います。分配していいということであれば、倫理審査委員会にかけてもいいと。

〇薬師寺会長

それを海外に出す場合には今、対策官がおっしゃったようにちゃんと倫理委員会の方で それを決めて海外に出すわけですね。

〇長野対策官

実際に分配計画が作成された後に機関内倫理審査委員会、それから大臣確認という手続になりますが、今、位田委員がおっしゃったように、まずはインフォームド・コンセントとの問題で現時点で樹立された株を海外に分配していいかどうか。このインフォームド・コンセントのまま海外に分配していいかどうかについて、まず方針が定められた上でないとその手続には入れないかと思います。今後樹立されるものについてはおっしゃったように手続を踏めばできることになるかと思いますけれども、それとは異なり、過去に既にインフォームド・コンセントを取り終えてしまったものについてはまた別の議論かと思います。

〇薬師寺会長

過去にきちんとしたインフォームド・コンセントを取っており、海外に分配する場合には樹立機関の倫理委員会の方でデュープロセスが通りますので、それは問題がないかと思います。今後、新たに樹立する機関が増えた場合にはどうするのかという方に議論を進めていきたい。位田先生、そういうことでよろしいですか。

〇位田専門委員

私が申し上げたのは、要するにこれは国で指針をつくっているわけですから、国としてそういう既提供の、もしくは既に樹立されているES細胞について、手続は別として、基本的に海外への分配を認めるかどうか、ということです。インフォームド・コンセントでは海外の話は入っていないので、先ほど文部科学省がおっしゃいましたけれども、そういう同意を得たものに対して海外の分配を認めるかどうかという方針をここで決めていただければ、あとは手続の問題に入れるかと思います。

〇薬師寺会長

樋口先生どうぞ。

〇樋口専門委員

私も法学部にいるのでどうしても法律論的な話になりますが、医学研究について通常インフォームド・コンセントと倫理委員会というものが2つの柱、両輪になって研究の妥当

性、適正さを確保する。しかし、2つあるのはやはりそれぞれに機能が違うわけですね。 ここにおられる方には釈迦に説法で学生相手みたいなものですが、インフォームド・コン セントの方はどちらかと言えば当然インフォームド・コンセントを受ける人、被験者の側 の保護、自己決定と言っても、その方たちの保護、自己決定のやりやすさ、その際にどう いう情報が重要なのかということでインフォームド・コンセントの内容が決まるという話 になります。

それで、倫理委員会の方はもう少し広い立場で被験者保護の確保ということもありますけれども、研究自体の妥当性、適正さ、現時点でここまでの研究をやっていいかどうかというようなことまで踏み込んで議論をするという役割分担ができていると思うんです。

そういう観点から考えると、インフォームド・コンセントを受ける人がここで「海外を含む」という情報を受けることが本当にその人の自己決定、自分の保護あるいは自分の受精卵の保護かもしれませんが、そのことに本当に重要なのかという点が問題で、私が法律論を代表するわけにもいかないけれども、多分法的には要らない。しかし、政策的にはそういう情報があってもいいかなというレベルかと思うんです。

というのはどういうことかというと、「海外を含む」というのは情報としてあって、もちろん危険もありますし倫理的な問題もありますけれども、ここでその受精卵を提供することはいわば人類の全地球的な規模でこういうES細胞の研究に一定の意義があって、それは日本国だけの問題ではない。そういうことを被験者の人にわかってもらおうという話で「海外を含む」ということになるので、それを高邁と言うかどうかはよくわかりませんけれども、それは被験者保護の話ではなくて大きな話ですね。だから、法的な要件としてはここまでは本当は要らない。しかし、そういうこともわかって参加していただきたいというのならば、政策的に今後は入れたらいいと思ったら入れたらいいという、それだけの話かと私は思います。

〇薬師寺会長

町野先生どうぞ。

〇町野専門委員

今の御意見はそのとおりだろうと思います。結局インフォームド・コンセントなしといいますか、海外に提供するということを断りなしにいただいたものについて、本人に新たに言わなくても、後からそれを海外に提供していいんだということでしょう。

先ほど倫理委員会を通ればいいという話だったけれども、倫理委員会を通るということはインフォームド・コンセントとは別の問題ですから、それは必ずしも理由にはならない。常に倫理委員会を通らなければいけないわけですから、これは補足的な説明ですけれども、現在日本国内で樹立機関から分配されたときは、その日本国内での分配について倫理委員会は通らないわけです。なぜかというと、それは使用機関の方の倫理委員会が使用計画を

やった上でやりますから、同時にこれでOKだということです。海外の場合はその手続が 日本国内で取れないですから、分配機関の方で倫理委員会にかけるというだけの話です。 いずれにせよ、研究計画の倫理性のことを考えているわけですから、インフォームド・コ ンセントとは直接の関係はない。

そういたしますと、インフォームド・コンセントなしと言ったら少し語弊がありますけれども、海外で使われることについては本人の承諾がなくても、現在インフォームド・コンセントをとることが不可能なときには使うことができる、ということは、要らないということが前提だろうと思います。どうして要らないかというと今、樋口委員か言われたような理由だろうと思います。

そして、これからは海外にやることが決まって樹立するよというときに提供を受けた場合、それは言った方がいいだろうというのは、私もそれはそうだろうと思います。その点は位田委員の言われたとおりだろうと思います。

〇薬師寺座長

それでは、石井先生、高木先生どうぞ。

〇石井専門委員

新たな承諾は必要ないだろうという御意見が強いのであえて申し上げますが、この指針を前提に今までの提供者は承諾している。この指針では海外には提供しないことになっており、それに基づいて説明を受け、その前提で提供した人に対して、今後海外にも提供することは説明された内容と違うことするということになるので、当然できるということにはならないと私は思います。その点をしっかり検討していただきたいと思います。

そして、我が国でもES研究が必要であるということを強調して、指針の作成や研究の推進ということが行われてきたので、我が国での研究のためにという形で提供の呼び掛けがあったのではないかと思います。それが海外に提供するということは前提が違ってくるのではないかと私は思います。

〇高木専門委員

例えば、アメリカのウィスコンシン大学で最初に樹立されたわけですが、そこは海外に 提供しているわけです。それでインフォームド・コンセントをとるときに、樹立された場 合に海外にも提供するかもしれないというようなことは多分書いていなかったと思うんで す。それをウィスコンシンの方はどういうふうな形でクリアしているかがもしわかれば、 情報を提供していただきたい。

それから今、日本で樹立されているのは京都大学だけでして、それがそういうインフォームド・コンセントをとれていないとなると現時点では提供できないということになるわけですね。

〇薬師寺会長

今の議論に関して、町野先生は2つのケースを言われました。そういうことに加えて、一つの情報として、今ある細胞に関しては、今まで外国からいただいたりしてやっているのに日本は何も貢献していない、世界貢献、国際貢献の点から言うと、やはりそれはおかしいのではないでしょうか。だから、新たに樹立する機関が増えた場合に今後どうするかということで、先生が言われたように外国の場合には……。

〇高木専門委員

それは非常に高邁な精神だと思いますが、インフォームド・コンセントから、そこまで 患者さんが発展させて考えられるかどうかははなはだ疑問です。3株を樹立するのに聞い た話によると、提供された余剰胚 30 個くらいから樹立されたということですから、例えば さかのぼってその方たちが提供された胚から樹立されたものかどうかはわからないけれど も、そういう場合はどうなのかということを再度取るということはそれほど不可能なこと でもないように思うんですが、難しいことでしょうか。

〇薬師寺会長

それはやはり個人情報になりますので。

〇高木専門委員

提供医療機関はだれが提供したかということはわかっているわけですから、再度インフォームド・コンセントを海外に分配するということで取ってもらうことはそんなに不可能なことではないと思うんです。

〇薬師寺会長

私は法律家ではございません。けれども、インフォームド・コンセントをもう一度取り 直して確認をすると、結局いろいろな点で難しい問題が起こってくると私は思います。イ ンフォームド・コンセントをもう一度、全部とるコスト、その手間は大変なものでござい ます。

そういう点から言うと、今後どういうふうにしていくかを議論した方が前に進むのでは なかろうかと私は思います。

〇高木専門委員

今後という場合、成育医療センターなどは一応受理されているわけですね。そうしたら、 それも含まないで新たに申請される人たちに対して新たな指針をつくるということになる わけですね。

〇薬師寺会長

私はその辺はちょっとわかりませんけれども、どうでしょうか。

〇高木専門委員

だって、受理されているわけですから。

〇長野対策官

おっしゃるとおり、提供者へのインフォームド・コンセントという観点で考えれば、実際に樹立計画を申請していただく際、またはその樹立計画を施行する場合に必要になってきますので、実際に京都大学はもちろんのことながら、成育医療センターについても既に樹立計画を受け付けてございますので、これにはその樹立計画に反映させるという意味では当たらなくなってしまうかと思います。

〇薬師寺会長

高坂先生どうぞ。

〇高坂専門委員 以前のことはよく知らないのですが、今、出ている樹立計画の中にインフォームド・コンセントの際に他施設に分配するかもしれないということが書いてあるにしても、その中に海外かどうか、あるいは国内かどうかということを明確に書いているんですか。

もし書いていないとするならば、私は研究者の立場としては今のグローバル化の中で他施設と言えば当然私は海外も含んでいるんだろうと最初に思って聞いていたのですが、そういう区別が最初からなされているのか。私はやはり国内、国外といった問題ではなくて最も大切なのは、その使われようとする海外でのES指針に相当するようなしっかりしたものがあるかどうか。あるいは、配ろうとしている機関がしっかりしたIRBを持っているかどうかといったところが基準になって出せるか出せないかという問題になると思うんです。だから、海外だからというのは議論がよくわからないです。

〇薬師寺会長

私の理解が正しければ、樋口先生がおっしゃったように、やはりインフォームド・コンセントというのは提供者の保護が非常に重要ですね。それはきちんとやる。インフォームド・コンセントそのものに関しては女性の保護みたいなものをきちんとやっているか、ということが重要だと思います。最近の国際貢献で海外に分配するというのは情報としてインフォームド・コンセントの際に説明するということだと思います。私の意見が間違っているかもしれません。その辺のところは少し先生方の意思統一をきちんとしたいと思いま

す。いかがでしょうか。ほかにも何かありましたら御意見をどうぞ。

〇町野専門委員

海外にこだわるのは少しという議論は確かにわかるのですけれども、この点は石井さんを少し弁護といいますか、同調しますが、インフォームド・コンセントの考え方はしょせんは主観的なものなんです。本人がどう選ぶかという問題なんです。その点、恐らく提供者の方もそこまではこだわらない人が多いだろう。だから、今までそのことは明示的に言わなくてもこれで構わないということであっただろうと思います。

しかし、これから海外に提供するということが出てきてインフォームド・コンセントを与えるチャンスが増えたということになれば、そのときからはやはりそのようなインフォームド・コンセントをとるべきだろう。しかし、だからと言って今までそういうことまで断っていなかったことについて、使ってはいけないと石井さんは言われるけれども……。

〇石井専門委員

使ってはいけないとは言っておりません。

〇町野専門委員

言わないですか。言わないのならば、何でああいうことを言うのかよくわかりませんが……。

〇石井専門委員

当然に使っていいということにはならないということです。

〇町野専門委員

それは私も申し上げているところですけれども、使ってはだめだとは言われないわけで すね。

〇石井専門委員

絶対にだめだというつもりはありません。ほかのところでも、提供者に改めてインフォームド・コンセントが得られない場合の手続を定めて、人体の組織等についての利用ということを認めていますから、ES細胞についてもそのような手続を考えるかどうかを検討すべきだと思います。

ES研究の場合、提供されるものがヒト胚なので、同じようには扱えないと考えるか。 同様に、特別な手続においてできると考えるか。当然にできるということは少なくとも問 題だろうと私は思います。

〇薬師寺会長

田村先生どうぞ。

〇田村専門委員

確認したいのですけれども、高木先生がおっしゃった、取り直すというのが一番いいと思うんですけれども、本当にそれだけ大変なものなんでしょうか。薬師寺先生はすごく大変だ、コストもかかるとおっしゃったんですけれども、その辺を教えていただければと思います。

〇吉村専門委員

取り直すということはやるべきではないと私は思います。

どうしてかと申しますと、提供機関と樹立機関があれだけ独立して初めのES指針というものはできて、これがやはり基本になっているところがあります。このES細胞はだれが提供したかわかりませんけれども、あなた方4人のうちの2人ですからというようなことは具体的には絶対に聞くべきではない。樹立機関と提供機関との独自性が崩れてしまうということになるような感じがします。今ある樹立された3株については提供をどうするのか。これは使用していいのか、あるいは使用してはいけないのかということをお決めいただいて、今後樹立されるものについてはこういったことがあり得るということをあらかじめインフォームド・コンセントを取っていくということが必要になります。成育医療センターに関しても改正されれば、こういった新しい指針でやっていけば私はいいのではないかというふうにプラクティカルに思いますけれども。

〇薬師寺会長

吉村先生のお話を御理解していただけましたか。つまり、インフォームド・コンセントを取り直すことは物理的にできるわけです。けれども、インフォームド・コンセントを一度きちんと取って、個人情報の保護みたいなものは確立しているわけです。それを、もう一度インフォームド・コンセントを取るということになると、提供者及びそれぞれ提供機関、樹立機関、そういうようなものについて、きちんとした法的な物を全部書き直していくという大変な作業があるわけです。それから、個人情報みたいなものがもう一度あらわになるということになります。

〇田村専門委員

わかりました。それぞれの匿名性によって保護していくということはよくわかりました けれども、ただ、高木委員がおっしゃったように、今すごく数が少ないのであれば可能で はないかと思った次第です。

〇薬師寺会長

現行の指針は連結不可能匿名化の原則の中でそれなりの倫理的に動いてきたわけです。

今後いろいろ樹立が増えてまいりますので、我々の専門調査会の中でそれを壊してまた新たにつくり上げなければいけないとすると、大変な仕事になります。それでもやはりインフォームド・コンセントを取り直すかということになります。それは先生方の御判断で、私が言う話ではないと思います。

ほかにいかがですか。

〇町野専門委員

要するに、「連結不可能匿名化にしているからできない」という論理がちょっとおかしいんですね。

〇薬師寺会長

ほかにいかがでしょうか。それでは、ここの問題に関しまして、今後新たにインフォームド・コンセントを取る時に海外分配の情報を入れるかというのは条文として特にその中に入れることが必要というお考えになりますか。その辺はいかがでしょうか。

これはどうなりますか。石井先生、その辺はよろしゅうございますか。どういうふうに すればよろしいですか。

〇石井専門委員

条文の中に説明事項としてわざわざ書く必要は必ずしもないだろうと思います。

〇薬師寺会長

それでよろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは時間がなくなってまいりますので、ほかの議題もありますので、臨床研究目的での細胞の分配でございますけれども、これはいかがでしょうか。これは行わないというような形になっているということですか。

〇三宅参事官

事務局としては、これはほとんど論点というよりは質問で、この参考情報で答えられる ということで、もし出席の委員の方に御同意いただければ、次に移ってもいいのではない かと思いますが、いかがでしょうか。

〇薬師寺会長

この論点についてはきちんとした指針の規定があります。

それから、最後は商業目的ということですか。これは特に明示する規定はない。しかしながら、ここでは樹立されたヒトES細胞に留意し等々が書いてありまして、使用機関の倫理委員会の意見を聞くものとするということになりますので、その中で議論をしていく

ということになると思いますが、それでよろしゅうございますか。 森崎先生どうぞ。

〇森崎専門委員

この点については私がコメントさせていただいたのですが、説明はそれでよろしいと思いますし、私自身はこういった形で使用することは別段問題ないと思うんですけれども、ここで書かれたような書き方はどのように解釈されるのかということについてだけお尋ねしたいと思います。

すなわち、今回の改正によりますと、分化細胞やES細胞としての取扱いから外れるということになります。それで、使用機関からの譲渡ということはこの形で処理がされると思いますけれども、その次の段階ということでは孫あるいはひ孫の譲渡ということも当然使用が広がっていけば応用されることもあるのではないか。そのときに、一々このような形で報告というのはどこまでされるということを想定されているのかということだけ確認させていただきたいと思います。

〇長野対策官

今回の改正の指針では、使用機関から譲渡される際には機関内の倫理審査委員会で審査 されることになるんですが、その際に実際に渡される先でどのように使われるかも含めて 倫理審査委員会で審査する形になるということで担保しようとしているということでござ います。

〇森崎専門委員

質問は、その次はもうこの枠内から全く外れるという理解でよろしいでしょうか。

〇長野対策官

その先にもし移されてしまっていたら、この規定にはかからないと思います。

〇薬師寺会長

森崎先生、それで確認でよろしいわけですか。

〇森崎専門委員

はっきりすればよろしいと思います。

〇薬師寺会長

石井先生どうぞ。

〇石井専門委員

私は事前に意見を出す期間が過ぎて後から申し上げたんですけれども、分化細胞の使用についての取扱指針のようなものがないと困るのではないかと。実際問題、分化細胞がその後どういう手続で使用されていくのかということがイメージできないのですけれども、危惧を感じていたものですから。使用機関から最初に分配されるときはよいかもしれませんが、そのときでさえそんなに細かい審査を要することはできないような気もしますし、それが更に移っていくと普通の細胞と同じようにわけがわからなくなってしまうという危険がないものなのかどうか。そこは私は科学がわからないので何とも言えないのですけれども。

〇薬師寺会長

この辺の専門の先生方、何かございますか。一応ここには分化細胞の話として商業目的 は別にして、最初はきちんと承認が必要ですがその後はないということですけれども、そ の辺はいかがでしょうか。

〇町野専門委員

どうしてこういう改正をするに至ったか、提案されているかということについて、そこら辺のことを御説明いただけば議論が先に進むと思います。

〇長野対策官

もともとの現行指針が策定されたときには、実際にESの研究というのがこれからなされるというその緒に就いた段階ということで、ES細胞からの分化過程というものが明らかになっていないということ。それから指針上禁止している事項、例えばES細胞から生殖細胞を作成するといった禁止事項について見過ごされる可能性もあるのではないかということで、当分の間、念のため分化細胞についてもES細胞と同様の取扱いをするといったことになってございます。

その後、指針を運用していく過程においてかなり使用機関の方も増えてきてございまして、使用研究も進展が見られているといった状況の中で、その中で各機関においても倫理審査委員会でも機能してございますし、きちんと倫理的な配慮というものも定着しつつあるということ。それから、分化細胞の性質、実際に分化誘導をした後の分化細胞について、例えば再現性の検証ですとか、他機関に譲渡して実施するということが望ましくなってきているといったこと。

これらの観点で今回の見直しということに至ったものでございまして、その際に分化細胞というのはまさにES細胞の性質を有しなくなったということで、そのES細胞の性質である三胚葉への分化といったことがなくなった状態というものを分化細胞というふうに考えてございます。

〇町野専門委員

また教えていただきたいんですけれども、分化細胞がES細胞と同じとみなされていた時代は、結局ES細胞を使用した後について、もしそれが残っているならば返さなければいけないし、あるいは廃棄しなければいけないということになってそれ以上の使用は許さないということだったんですね。だから、分化細胞についてそれ以上使ってはいけないということが前提だったわけですけれども、どうしてそうしたかについては今、御説明があったように、例えばそこから配偶子ができたりする可能性もあるではないか。ESからそれをつくることがあり得るように、分化細胞からもそういうことがあるではないかということで、もっとほかのものに分化し得る可能性があるから、やはり念のために同じに見ておこうということであったのですが、その必要はないということになったのでここから外そうということが1つです。

もう一つは、先ほど研究の再現性だとか、検証はやはり必要なわけですから、それを全部廃棄してしまうとそれができなくなる。非常にこのことも問題である。その2つが理由であったと私は思いますけれども、それによってそうなったので、その後で、では分化細胞をどう扱うべきかということについて何らの倫理的な基準がなくてもいいかというのが石井さんの御質問で、その点は議論の余地は私はあるだろうと思います。

ただ、それをES指針の中でやるべき問題かどうかは、私はかなり疑問に思います。といいますのは、要するにES指針そのものというのはまだよく理解できないところがあるんですけれども、どうしてES細胞をこれだけ重視するかというと、ヒトの受精胚を滅失してつくられたものであるからこれは大切に扱えよということが基本だと思うんですけれども、多くの人はこれは分化し得るから、要するに受精胚に似ているからという発想がかなりあるようなんです。分化細胞についてもそのことが当てはまるかどうかが一つの問題だろうと思います。だから、分化細胞を先ほど普通の細胞と同じに扱っているのは困るじゃないかということを言われたけれども、どうして困るのかということが一つの問題だろうと思います。

〇薬師寺会長

石井先生、どうぞ。

〇石井専門委員

私も、このES指針の中で取り扱ってほしいというつもりはないのです。どちらかと言えば、文科省にこの指針と合わせて分化細胞についての指針をつくるようにという指示というか、答申というか、そういうものを付けていただきたいというのが私の本意でございます。

〇大隅専門委員

私自身はES細胞を普段扱っている人間ではございませんけれども、生物学的な立場から申し上げたいと思うのですが、まず今ここで問題にしているのはヒトES細胞のことなわけですけれども、そのES細胞がいわゆる何でも細胞と言われて、どんな細胞にも分化し得る性質を持った細胞であるというのがまず定義ですね。そこから外れたものすべてがいわゆる分化細胞という扱いになっております。その細胞というのは、例えば神経系だけにしかならないものとか、筋肉にしかならないものとか、それは千差万別ですし、それぞれの分化段階というものも非常に異なるということがあります。

ですので、その分化細胞をまた別のもので扱う必要を私は感じていないのはなぜかといいますと、ここに倫理の問題が関わってくるのが、ヒトの受精卵に由来する細胞であるという、その一点においてのみ倫理的な問題が関わっているということになると思うんです。ですから、孫分配をするかどうかということが多分一番大きな問題で、それさえしないということにしてしまえば現行の指針ですべてカバーできることにはなると思います。

〇薬師寺会長

森崎先生どうぞ。

〇森崎専門委員

あまり長くなりたくないのですが、2点ございます。ES細胞がそもそも受精胚を滅失してつくられたということにおいてのみ、ほかの細胞と違いがあるということについては 私も同意見でございます。

1つは、ES細胞由来でなくてもその系統の細胞に分化し得る、よりいろいろな細胞をつくることのできる細胞は、ヒトでもそうですし、動物実験でもたくさん確認をされております。そういった観点からすると、ES細胞由来の分化細胞だけを取り出して別扱いにするというのは、そもそも受精胚に由来するということを除いては違う扱いをする必然性はないのではないかという立場の判断でございます。

もう一点は、孫を分配しないということは先ほどの分化細胞を別扱いにするという理由の中で、再現性である等の理由を確かめる等の今回の事由からすると、一律にそれをしないというのは必ずしも当たらないというか、そのことはむしろ不適切ではないか。どう考えるかということについては議論があるにしても、孫分配を禁止するということだけでは済まない問題だと考えます。

〇薬師寺会長

この問題は、こういうふうにしたらいかがでしょうか。結局、お話を伺っていると、この改正ES細胞指針の関連の部分は最後のページで書いておりますように、それなりにきちんとした条文になっております。それで、文部科学省の方で改正ES細胞指針はこのま

までやっていただく。生命倫理専門調査会の方ではいろいろな意見が出たので、文部科学 省の方で今後少しそういう問題を議論していただくということでいかがでしょうか。 この指針そのものに関して、改正に関してはいかがでしょうか。

〇位田専門委員

この資料の最後の関連箇所のところで、「分化細胞が人の生命の萌芽であるヒト胚を滅失して樹立されたヒトES細胞に由来するものであることに留意し」という、これはこのES指針の前文にあるヒト胚を滅失して樹立されたという、そこにかかるだろうと思うんです。

ところがもう一つ、生命倫理上の理由ということで、すべての細胞に分化する可能性があるんだという点があります。先ほど町野委員もおっしゃいましたけれども、いろいろな配偶子になり、場合によっては使い方によっては人間を生み出す可能性もあるんだというのが当初、分化細胞も気をつけないと倫理上の問題を生むよという問題意識だったと思うんです。

したがって、ES細胞、それからその分化細胞はもともとヒトの胚を滅失して樹立する んだということだけではなくて、むしろその分化細胞がどういう使われ方をするかという のが、最初の段階では倫理的にきちんとした認識がなされない可能性があるので、分化細 胞もES細胞と同じように慎重に取り扱いましょうという状況だったと思うんです。

それがこの何年か、ES細胞の樹立と使用の経験を深めてきたことによって、倫理認識は一応大丈夫だろう。ただし、禁止事項はもちろんそのままにしておいて、ある意味では一番の核の部分は禁止事項として置いておいて、倫理的な認識はある程度深まったので、すべての細胞に分化するとは言いながらそこのバリアは少し緩めてもいいのではないか。それゆえに、分化細胞になってしまえばES細胞とは違う、ある意味ではこの指針から外して取り扱うということだろうと思うのです。最初に戻りますが、この関連箇所をいじるとすると「すべての細胞に分化する可能性があること」という文言を少し付け加えて、そこに留意してその使用、保存、云々について適切に取り扱うと書いておけば、それ以上分化細胞の孫分け、ひ孫分けというものを特に禁止したり、特別の制限を加える必要はなくなったのではないかと思います。

〇薬師寺会長

位田先生は改正 E S 細胞指針の 47 条に関連して発言されているわけですね。これでよろしいということですか。

〇位田専門委員

もしこれだけで不安があれば、「由来するものであること及びES細胞がすべての細胞に 分化する可能性があることに留意し」という言葉を付け加えてもよいとはおもいますが。 ただ、その辺は前文にそう書いてありますので、一つひとつ条文に入れていく必要はなくなるかと思っていますが、そういう倫理認識が深まったということがある意味では前提条件なので、文部科学省の御説明では少し不十分かと思っていますけれども。

〇薬師寺会長

わかりました。

〇大隅専門委員

禁止事項の中に、ES細胞から現行の指針において生殖細胞等はつくらないということにたしかなっていると思いますので、それが効いている限りはES細胞であろうと、そこから分化した細胞であろうと、そこから新たにヒトをつくり得るというような可能性は科学的に考えて極めて低い。ほとんどゼロに近いとは思えます。ですので、何となく壊そう、ヒトができてしまうんじゃないかといったものではないと私は理解しているんですけれども。

〇薬師寺会長

ここの 47 条を確認して読んでいただきたいんですけれども、アンダーラインのところですが、ここはきちんとこういうふうに書いているわけですね。ですから、今、先生がおっしゃったようなことも含めまして、前文にもありますし、これは森崎先生が商業目的の話から進んでいって分化細胞の話まで発展しているので、この辺はもうここでよろしいのではないかということで御了解いただけますか。

石井先生どうぞ。

〇石井専門委員

しつこくて申し訳ないのですが、2条2項の「ES細胞及びこれに由来する細胞」には 分化細胞も入るのですか。「これに由来する細胞」には、分化細胞はES細胞から由来する ので入りますね。

〇長野対策官

2条2項にあります「これに由来する細胞」には分化細胞も入ると考えられます。

〇石井専門委員

それを前提としますと、分化細胞がどこへいくかわからなくなってしまうということで、 2条2項の禁止が担保されるのかということも懸念することです。

〇町野専門委員

おっしゃることはあまり懸念する必要はないんじゃないかと思います。2条2項は臨床

に使ってはいけないというだけの話ですね。

〇石井専門委員

「その他関連分野における使用」もですね。

〇町野専門委員

基本的には臨床研究ですから、そちらの方ではこれは使わない。つまり、ESの技術はこちらに使わないということを言っているだけの話ですから、それ以外のことはかなりオープンですね。こちらがおかしくなるということはないと思います。

〇石井専門委員

分化細胞も使えないということですね。

〇薬師寺会長

そういう理解です。それでよろしゅうございますか。では、ここのところはそういうことで、森崎先生よろしゅうございますか。

ありがとうございました。非常に重要な問題を議論していただきましたが、以上で前回 の御質問等に関する議論は終わりたいと思います。

議題2「特定胚に関する取扱いについての検討状況について」に移ります。検討状況について、せっかくでございますから文部科学省に資料4について説明をしていただきます。時間的に少し制限がございますので、その他の議題についてでございますけれども、皆さんの御意見を整理したものを報告させていただいて本日は終わるということになります。では、特定胚の進捗状況をお願いいたします。

〇長野対策官

それでは、資料4-1及び資料4-2に基づきまして御説明申し上げたいと思います。 まず資料4-1にございますが、「人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方の検討 について」ということで、これの経緯といたしましては平成16年7月に総合科学技術会議 の意見としていただいております「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」ということで、 この中でほかに治療法のない難病等に対する再生医療のための基礎的な研究に目的を限定 して人クローン胚の作成利用を容認といった考え方が示されてございます。この考え方の 下で、文部科学省に検討を指示されたものでございます。

これに基づきまして、文部科学省としましては平成 16 年 10 月に当省に設置されております科学技術学術審議会生命倫理安全部会の下に人クローン胚研究利用作業部会を設置しまして、これまでに 23 回開催し、実際に具体的な人クローン胚の研究目的の策定利用に係る特定胚指針の改正等に向けて検討を実施しているといったものでございます。この作業

部会につきましては、理化学研究所研究顧問の豊島久真男氏を主査に、さまざまな分野の 有識者 12 名で構成しているものでございます。

2. になりますが、実際の審議経過につきましては平成 18 年 6 月までの間 19 回にわたって作業部会を開催しまして、関連する事項について各種有識者等からヒアリングを行ってございます。 4 ページ目をごらんいただけますでしょうか。 4 ページの参考 2 にございます各界の有識者、例えば動物クローン研究の現状ですとか海外での現状、それから未受精卵の提供に係るような事項について各有識者からヒアリングを行いました。

恐縮ですが1枚目に戻っていただきまして、これらヒアリングを行って人クローン胚の 研究目的の作成・利用の在り方について検討、御議論を重ねていただいたところでござい ます。

この結果、本年6月20日の段階で中間取りまとめとしまして検討のまとめをしてございます。そちら自身は本文の方は冊子になってございますが、本日は資料4-2、A3紙になりますけれども、こちらで概要をお示ししてございます。

この概要の中で大きな2本柱としましては一番左側になりますけれども、「人クローン胚の作成・利用の目的の範囲」、それから真ん中にあります「未受精卵の入手のあり方について」、この大きな柱がございまして、まず最初に実際に人クローン胚を作成・利用する目的としてどのような範囲を定めるかということでございまして、総合科学技術会議の方では単に治療法のない難病等に対する再生医療のための基礎的な研究ということで限定をされておりまして、そこを具体的に検討したものでございます。

その研究に該当するものとして、まずは①にございますが、根治療法がない、あるいはドナー不足等の制約によりその実施が困難であり、一般的な治療では生命予後の改善が見込まれない傷病、また2番としまして慢性の経過をたどり、不可逆的な機能障害を伴うため、日常生活が著しく制限される、あるいは他者の介助や介護を必要とする傷病ということで、これらの考え方に基づいてパーキンソン病ですとか脊髄損傷等を含む14の疾患群をリストアップし、それを抽出してございます。

その実際に行われる研究の対象範囲としましては下の四角にございますけれども、他に 治療法が存在しない難病等に対する再生医療の研究に関して、臨床応用を含まない基礎的 な研究に限定といったことで範囲をまとめてございます。

次に、先ほど申し上げました2本目の柱としまして真ん中にございます未受精卵の入手方法でございます。これらはどのような入手方法があるかということについてそれぞれ検討を重ねた上、ここに挙げております3点がございますが、適切なインフォームド・コンセントを受けた後、提供を受けることを認めるとした上で、具体的なインフォームド・コンセントの手続も示した上で、まずは1番としまして手術により摘出された卵巣や卵巣切片から採取された未受精卵、2番目として生殖補助医療には利用されなかった未受精卵や非受精卵、3番目としまして卵子保存の目的で作成されたが、不要となった凍結未受精卵ということで、入手の方法をまとめてございます。

次の欄にございますが、総合科学技術会議の意見の方でも、未受精卵について無償ボランティアからの提供については当面認めないということになってございまして、それについても具体的にここの作業部会の方でも御議論いただきましたが、将来的な必要性を認めるけれども、現在のクローン胚研究の現状を踏まえると、現時点で無償ボランティアからの提供を受けて研究を行う妥当性は認められないということで、今後作業部会において将来ボランティアが認められる条件について引き続き検討を実施するということで現段階ではまとめてございます。

それから、そのほかとしまして一番右にございますが、人クローンの規制法にも人クローン個体の産生の禁止となってございますが、そのクローン個体の産生の防止の措置といたしまして、ここに挙げます3つについて措置をとるということにしてございます。

1つ目がヒトES細胞の樹立を、実際に人クローン胚を作成し、それを元にES細胞の樹立を行うというのが研究となりますが、そのES細胞の樹立を目的としない研究の人クローン胚の取扱いを禁止すること。2番目としまして、人クローン胚の取扱い場所について制限をするということで、胚を体内に戻すことのできる設備を有する、例えば病院施設内でのクローン胚の取扱いを禁止する。建物外への胚の持出しを禁止するといったものでございます。それから、3番目としましては人クローン胚の取扱機関を制限するということで、余剰胚由来のES細胞の樹立の経験を有する機関に限定するといったものでございます。

その他、「提供者保護のための措置」としまして、研究に関係する者からの提供は圧力のかかるおそれがあるということで禁止するとか、インフォームド・コンセントの手続の中で説明担当医師とともに提供者保護を最優先とした業務を行うこととしてコーディネーターを別途配置する。それから、3番目としまして自発的な意思の確認のために、機関内の倫理審査委員会は直接提供者本人に意思を確認する。それからまた、個人情報保護のための措置ということでまとめてございます。これが本年6月にまとめてございます中間取りまとめということでございます。

資料4-1に戻っていただきまして2ページ目になりますが、この6月にまとめました中間取りまとめにつきまして、7月から8月にかけてパブリック・コメントを実施し、また7月、8月、大阪、東京の2か所においてそれぞれ中間取りまとめの内容を御説明の上、さまざまな立場の方から意見を聴く会というものを実施してきたところでございます。

これらにつきましては6ページ目をごらんいただきたいと思います。6ページ目は参考3になってございますが、パブリック・コメントで得られた意見としましてここに概要を挙げてございます。「2. 意見の概要」ということで、実際に挙げられた意見の中では、中間取りまとめで認めた未受精卵の入手方法では実際の研究の実施は難しいのではないかといった意見。それから、性同一性障害で摘出する卵巣の提供を考えるのであれば、相応の配慮が別途必要なのではないかといった意見。それから、倫理審査委員会の構成。または、難病患者の救済を考えれば未受精卵の無償ボランティアを例外的に認めるための検討に速

やかに着手すべきではないか。他方、無償ボランティアによる未受精卵の提供は女性に深刻な危険をもたらすということで認めるべきではないといった御意見、さまざまな御意見をいただいてございます。

それから、7ページ目で参考4でございますけれども、大阪及び東京で開催された御意見を聞く会では、ここに挙げてございますように(1)(2)それぞれ御意見を聞く会で意見陳述者のリストを挙げてございますが、難病に関わる方、女性保護の立場、それからクローン等の研究者、生命倫理の専門家といった形でいろいろな方から御意見をいただいてございます。

具体的にいだいた御意見の主なものとしましては9ページ目、別添になってございますが、こちらに挙げられてございますように、それぞれのお立場で貴重な御意見をいただいてございます。

恐縮でございますが、2ページ目に戻っていただきまして、これまでパブリック・コメントですとか御意見を聞く会をさせていただいて、その後、10月以降になりますが、当作業部会の方でこれらの意見を踏まえながらどのように反映すべきか等につきまして御議論をいただいているところでございます。具体的には、中間取りまとめを取りまとめた段階での懸案にもなっていたところですが、人クローン胚を作成するには未受精卵とともに未受精卵の核を取ったところに体細胞の核を入れるといったことになりますので、その体細胞も必要になってございます。その必要な体細胞の入手の在り方といったことを具体的に検討してございます。

それからまた、今、挙げましたようなパブリック・コメント、それから意見を聞く会で 挙げられているような意見を踏まえて、未受精卵の入手の在り方についても幾つか御検討 いただいている点がございます。

それから、研究実施機関等の要件といったことで、更に検討を現在まさに実施中でございます。

「3. 今後の審議の予定」といたしましては、現在行っている検討の結果を踏まえて実際に今後、特定胚指針に規定すべき事項等に関して基本的な考え方というものを最終的に取りまとめるという予定でございまして、その取りまとめを元に具体的な特定胚指針等の改正案の作成作業、それからその検討を実施しまして最終取りまとめ、またはその後、総合科学技術会議に諮問、答申を経て特定胚指針等の改正を行う予定ということで考えてございます。以上でございます。

〇薬師寺会長

ありがとうございました。今日、文部科学省から人クローン胚の研究目的の作成及び利用の在り方の検討ということで御報告をしていただくようにお願いをいたました。ここにありますように、生命倫理専門調査会といたしましては平成16年7月に「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」を取りまとめ、この考え方に従って文部科学省と厚生労働省に関

して指針づくりをお願いしているわけでございます。文部科学省にはこの部分を担当して 進めていただいているということでございます。

今後、この検討の結論が出ますと諮問がまいりますので、それに対して我々は答申をしなければいけないということでございます。対策官から非常に丁寧に御説明をいただきましたように、作成上の目的の範囲、未受精卵の入手の在り方、研究機関における限定の問題等々、我々の考え方に沿ってやっていただけると思います。あまり時間はありませんけれども、御質問あるいは御意見がありましたら、何かございますか。

町野先生どうぞ。

〇町野専門委員

確認ですけれども、これは特定胚指針の改正を今、取り扱っているということですね。

〇長野対策官

はい。

〇町野専門委員

ただ、それだけで足りるかという問題がありまして、恐らくES指針も改正をする必要があるのですが、その作業は始まっていないわけですね。

〇長野対策官

ここで「特定胚指針の改正等」と書いてございますように、主には特定胚指針になるかと思いますが、クローン胚由来のES樹立、それから得られたES細胞の使用についてどのようにするかということがございまして、まだ詳細にはこれからの検討になるかと思いますが、それぞれどのように指針を改正すべきかということも含めて検討することになるかと思います。

〇薬師寺会長

ほかに御質問、御意見はよろしゅうございますか。

今、町野委員が御質問されたように、「人クローン胚の研究目的作成・利用の在り方」ということで、今回は特定胚指針等の検討状況について御説明をいただきました。よろしゅうございますか。また何か質問がありましたら、この会でも御質問をしていただければ結構かと思います。時間がございませんので、先に進めさせていただいてよろしゅうございますか。

それでは、次回の専門調査会では今度は文部科学省と厚生労働省の「ヒト胚研究に関する専門委員会・生殖補助医療研究専門委員会」における検討状況について検討状況を報告 していただくように予定しております。生殖補助医療に関しても同じように基本的な考え 方で議論している新しく受精卵をつくることが含まれています。ここでは厚生労働省には 文部科学省と一緒になって指針づくりをお願いしているわけです。

それでは、議題3でございます。前回専門調査会の先生方が大幅に変わりましたので、 委員の皆様方から今後の進め方について御意見をちょうだいしております。それについて、 事務局から手短に御説明をしてください。

〇三宅参事官

それでは資料5、A4縦でございますけれども、前回から後にいただきました意見でまず1.のところをごらんください。今後の議論の進め方として2つの御意見を複数の方からいただいております。

1つ目の丸ですが、「生命倫理専門調査会の位置付けと生命倫理の基本的な考え方」で、ちょっと省略しますが、生命倫理調査会ではそれらとの協力関係の下、国全体としての指針の策定やその運用や研究・技術の実施にかかる考え方の方向正を示すようにすべきであるというような御意見をいただいております。これにつきましては、非常に大きな課題でございましてすぐに結論は出ませんけれども、これからの専門調査会を運営していく中でこれについては留意しながら事務局としては進めたいと思っております。

それから2番目は「委員間の情報量の格差」ということで……。

〇薬師寺会長

そうですね。新任委員のレクがあってもいいですね。

〇三宅参事官

はい。事務局としては、なるべく早い機会に希望者を募りまして適切な講師の方をお呼びしてと思います。

〇薬師寺会長

だれかお話をする人を呼んでやるんですか。それとも、事務局がレクをするわけですか。

〇三宅参事官

まずどんなことを知りたいかということをお聞きしまして、しかるべき方をお呼びして という形で考えております。

〇薬師寺会長

わかりました。

〇三宅参事官

続きまして2.で「新しい生命倫理上の課題について」です。これは5、6点いただいておりますが、課題の名称だけ読ませていただきます。「人の資源化と被験者保護についての議論」、「倫理審査委員会」について、「「コンセント」について」、「「社会責任と健康」について」、それから「ニューロエシックス」というような形でいただいております。いただいた文章をうまく事務局でまとめられたかどうか、ちょっと事務局もわからない部分がありまして、これにつきましては今後ES細胞指針の検討が一段落したところで、これもまたしかるべき方から詳しくこの課題についてヒアリング等々を行い今後どう扱っていくかを決めていけばと考えております。

合わせて御報告をよろしいでしょうか。内閣府関係でどういうことが生命倫理関係で検討が今、進行しているかの例としまして、資料6、A4の横では振興調整費でこの生命倫理関係でどんな研究を採択してやっているかということで、資料6の下段の方でございますけれども、「遺伝子診断の脱医療・市場化が来す倫理社会的課題」ということで北里大学の高田先生を中心に今、検討が進んでおります。これも御紹介いたします。

最後に、同じく内閣府の下に日本学術会議がございますが、日本学術会議で「生殖補助 医療の在り方検討会」というものが昨今設置されておりますので、その説明資料を日本学 術会議事務局の方からいただいたものが資料7でございます。

1. にございますように、18年11月30日付の法務大臣と厚生労働大臣からの代理懐胎を中心に生殖補助医療をめぐる諸問題についての検討の依頼を受けたという形で、参考1が依頼状でございます。それに基づきまして2. でございますけれども、昨年12月21日付で「生殖補助医療の在り方検討会」、メンバーについては参考2のところにございますけれども、それが設置されることを決定し、審議事項は代理懐胎が生殖補助医療として容認されるべきか否かなど、代理懐胎を中心に生殖補助医療をめぐる諸問題について従来の議論を整理し、今後の在り方等について調査審議を行うことという形で始まっているということを御紹介したいと思います。以上でございます。

〇薬師寺会長

このように、まず先生方の御意見をちょうだいいたしまして事務局の方で少し整理いた しましたけれども、何か自分の考えと違うということがございましたら今、言っていただ ければ直します。よろしゅうございますか。また何かありましたら事務局の方にきちんと 言っていただければ進めていきたいと思います。

私の考えとして、どこでどういうことが議論されているかという情報を、皆さんの共通 の理解をした方がいいと思います。御希望などがありましたら是非事務局に言っていただ ければ対応させていただきたいと思います。

それから、科学技術振興調整費というある程度、総合科学技術会議が関与し、政策的な研究で、科研費とは随分違う性格の競争的資金を、我々の知っている範囲でこのような研究で使っているというのが資料6でございます。

資料7の方は新聞等で御承知だと思いますけれども、代理懐胎、代理母の問題、これは 非常に重要な問題ということで日本学術会議の方に依頼がきております。我々は、常々、 総合科学技術会議と日本学術会議は車の両輪だといっておりますが、車の両輪が離れてお りまして、どこに動くのか、曲がるのかわからなかったわけです。それで、医学的な問題 とか政策的な問題では、学術会議と連携しながら科学者からのきちんとした情報をもとに 議論をしていきたいという、前の専門調査会で位田委員及び皆さんからご要望がありまし た。「生殖補助医療の在り方検討会」の件については法務大臣と厚生労働大臣から、学術会 議に依頼がありました。もし御希望がございましたら適当な機会に議論の経過及びその内 容についてもお話をしていただくような機会を設けたいと思います。

位田先生どうぞ。

〇位田専門委員

資料6のナノテクノロジーの方のヒアリングというか、御説明みたいなものは聞く機会がありますか。

〇薬師寺会長

これは一度御説明していただきましょうか。御希望はございますか。

〇位田専門委員

あまり時間を取っていただくのもあれですけれども、生命倫理の議論の中では、これからナノテクノロジーも人体に使うということもあります。

〇薬師寺会長

わかりました。これは今、研究を進めているプロセスですね。

〇三宅参事官

平成18年度からの採択で、まだこれも1年目だと思いますので、4月以降でないと……。

〇薬師寺会長

位田先生、これは研究の報告を受けるのか、こういうプロジェクトが重要だということを 採択した……。

でも、採択した人に聞いてもしようがないですね。

〇位田専門委員

要するに、どんなことをやられているのかよくわかりませんので、私も判断のしようがないのですが……。

〇薬師寺会長

わかりました。始めたばかりだそうでございますので、それでは研究結果が出たら、よろしくどうぞお願いをいたします。

〇高木専門委員

資料7の生殖の代理懐胎ですが、これは向井さんの問題から多分きているんだと思いますが、代理懐胎の前にドナーエッグの話が全く置き去りにされて代理懐胎だけにこういう委員会を立ち上げるということにちょっと疑問を持つんです。

〇薬師寺会長

高木先生は、法務大臣と厚生労働大臣の依頼について御批判をしているということではなくて……。

〇高木専門委員

そういうわけではなくて、これを検討するんだったら同時にやはりドナーエッグの話も 検討しないといけないのではないかということです。

〇薬師寺会長

それは、御意見としてテイクノートさせていただくということでよろしゅうございますか。

今日は、前回いただいた御意見でES指針の改正について貴重な意見をいただきました。 ありがとうございました。次回までにお気付きの点がございましたら、ちょっと早くて恐縮でございますけれども、事務局の方に電子メール、ファックスで1月26日12時までに 御連絡をいただければ幸いでございます。

それから、本日の意見と、今週末までにいただく御意見については、次回以降の生命倫理専門調査会に反映させていただきたいと思います。

今回の議事録については、皆様の御確認をいただいた後で公開させていただきます。 最後に、事務局から次回の予定について説明をしてください。

〇三宅参事官

次回の生命倫理専門調査会につきましては、2月20日です。時間帯につきましては1時間遅いのですけれども、その時間がアンケートで一番多くの方が御出席いただけるということなので、17時から19時ということで考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

〇薬師寺会長

生命倫理専門調査会は新しくなって2回目でございます。できる限り先生方にいろいろな御意見をいただきたいと思います。そうした場合に先ほどの言葉のようにある種の選択をさせていただきます。しかしながら、ただぶっきらぼうに選択をするのではなくて、違う言葉に関しても丁寧に御説明をするということで議事録に残るわけでございますので、国民はそのホームページを読みながらどういう議論があったかということできちんと理解できると思います。こういう運営の仕方で、是非とも先生方にはいろいろな御意見をちょうだいしてそれを反映していきたいと思います。

次回もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。